

香芝市告示第166号

香芝市電子入札実施要綱を次のように定める。

令和7年7月30日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電子入札システムによる競争入札の実施について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 香芝市契約規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）第7条の電子入札システムをいう。
- (2) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定による主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律第2条に規定する電子署名をいう。
- (4) 入札 電子入札システムによる競争入札をいう。
- (5) 紙入札 入札書を書面により提出して行う入札をいう。
- (6) くじ入力番号 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が入札書提出時に任意で設定した3桁の数字をいう。
- (7) 電子くじ くじ入力番号により、電子入札システムで演算式を用いて、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）及びその順位を決定する仕組みをいう。
- (8) 入札情報公開システム 発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。

(入札の対象案件)

第3条 入札の対象は、香芝市（以下「市」という。）が実施する競争入札のうち、市長が電子入札システムにより行うことが適当と認めた案件（以下「電子入札案件」という。）とする。

(電子入札システム利用者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、香芝市競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、電子入札システムの利用者登録を完了した者とする。

(利用者登録)

第5条 入札に参加しようとする者は、電子入札システムを利用するための利用者登録を行わなければならない。

2 利用者登録を行った者は、登録内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

(入札に使用できる I C カード)

第6条 入札に使用することができる I C カードは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で 사용할 ことができるものであること。

(2) I C カードの名義人が、香芝市競争入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者であること。

(3) 特定建設工事共同企業体における入札の場合は、代表構成員の単独企業用として利用者登録された代表者又は受任者名義であること。

(電子署名)

第7条 入札参加者は、入札に係る必要な手続を行うときは、あらかじめ、利用者登録をした I C カードにより電子署名を付して行わなければならない。

(I C カードの不正使用等)

第8条 市長は、入札参加者が I C カードの不正使用等（他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合その他市長が不正使用と認める場合をいう。以下同じ。）を行った場合は、次のように取り扱うものとする。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該電子入札案件への入札参加資格を取り消す。この場合において、既に入札済みの場合においては、当該入札を無効とする。

(2) 落札の決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、当該落札の決定を取り消す。この場合において、落札者に損害が生じても、市は一切の損害賠償の責めを負わない。

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、当該契約を解除する。

(一般競争入札の公告)

第9条 電子入札システムにより一般競争入札を行う場合は、入札公告を入札情報公開システム上で行うものとする。

(指名競争入札の指名通知)

第10条 電子入札システムにより指名競争入札を行う場合は、指名通知を電子入札システム上により行うものとする。

(設計図書等の閲覧及び配布)

第11条 電子入札案件の設計図書等は、入札情報公開システムにより閲覧に供するとともに、同システムにより配布を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(入札書等の提出)

第12条 入札金額内訳書の提出を要する電子入札案件において、当該入札金額内訳書は、電子入札システムの添付機能を利用した電子ファイルにより、入札書提出時に添付するものとする。

2 入札期間を経過した後は、入札書及び入札金額内訳書（以下「入札書等」という。）の提出は受け付けないものとする。

3 入札書等は、市に到達された後の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(電子ファイル提出及び作成)

第13条 電子ファイルでの提出を求める資料等（以下「提出資料等」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は、次の各号のいずれかとする。

(1) M i c r o s o f t W o r d 拡張子が、 d o c 又は、 d o c x で保存されるもの

(2) M i c r o s o f t E x c e l 拡張子が、 x l s 又は、 x l s x で保存されるもの

(3) P D F ファイルが A c r o b a t R e a d e r で読み取りが可能なものの

(4) その他市長が必要と認めたもの

2 提出資料等のファイルを作成する場合において、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、使用してはならない。

3 電子ファイルを圧縮する場合の形式は、Z I P 形式によるものとし自己解凍方式でないものとする。

4 第1項及び前項の規定により作成した電子ファイルの容量は、合計3MB以内とする。やむを得ず3MBを超える場合は、入札担当課との調整後、提出書類等の締切日時までに市長に提出するものとする。

5 市長は、入札参加者から提出された電子ファイルにウイルス感染等が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルスに感染している旨等を当該入札参加者へ連絡し、再提出の方法について協議するものとする。この場合において、入札参加者において完全なウイルス駆除が行われると判断されなければ、電子ファイルでの再提出を認めないものとする。

(紙入札)

第14条 入札参加者は、第12条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札期間の最終日の正午までに紙入札参加承認申請書（第1号様式）を提出し、市長の承認を得たときに限り、紙入札により入札に参加することができる。

- (1) 登録内容の変更によるＩＣカードの再取得の手続中の場合
- (2) ＩＣカードの失効、閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミスをいう。）、破損及び盗難による再発行の手続中の場合
- (3) 入札参加者の電子計算機の通信障害等により入札を行うことが困難な場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると認められる場合

2 前項の規定により紙入札での参加が認められた入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、次に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 必要事項を記載し押印した入札書（電子入札用）（第2号様式）を、入札者の商号又は名称、案件名及び「入札書在中」と記載した封筒に封入し封かんの上、入札期間内に市長へ提出するものとする。
- (2) 入札金額内訳書等の入札書に添付する資料がある場合は、入札書（電子入札用）（第2号様式）と同封して提出するものとする。
- (3) くじ入力番号の記載がない場合は、「000」を選択したものとみなす。

3 紙入札者が既に実施した電子入札システムによる書類の送信及び受信は、有効なものとする。

4 紙入札者は、当該電子入札案件について、入札へ移行することができないものとする。

5 一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）において、競争入札参加資格確認申請又は技術提案書提出前に紙入札を承認された場合は、以降の手続はそれぞれの提出締切日時までに書面により市長へ提出するものとする。

(入札の辞退等)

第15条 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札期間内に電子入札システムにより辞退届を市長へ提出するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、辞退届を書面により市長へ提出することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者が他の案件を落札し、当該電子入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合にあっては、開札日時までに市長に辞退届を書面で提出して辞退することができる。

- 3 入札期間内に入札書又は辞退届の提出がない場合は、不参加として取り扱うものとする。

(開札)

第16条 開札は、電子入札システムにより行うものとし、事前に設定した開札予定日時の到来後、速やかに行うものとする。

- 2 紙入札者がいる場合は、その者が提出した入札書の記載事項を電子入札システムに登録してから開札するものとする。

- 3 紙入札者がいる場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うものとする。

- 4 紙入札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第2項及び第167条の13の規定により、開札立会人を立ち合わせないものとする。

(落札決定)

第17条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設定している場合にあっては最低制限価格未満で入札した者を除く。）を落札者等とする。ただし、落札者等となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

(電子くじ)

第18条 前条ただし書に規定する電子くじに利用される情報は、次のとおりとする。

(1) くじ入力番号

(2) 応札順序（入札書が、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた順序をいう。）

- 2 紙入札者の応札順序は、電子入札システムによる入札参加者の後とし、紙入札者が複数ある場合は、受付日時順とする。

(入札の無効)

第19条 規則第9条又は第16条に定めるもののほか、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

(1) ICカードの不正使用等を行った場合

(2) 入札と紙入札の両方を行った場合

(3) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められた場合

(4) 第14条の規定によることなく紙入札を行った場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した場合

(送信データの到着時期等)

第20条 入札において、参加申請書、辞退届又は入札書等は、送信データが市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市に提出されたものとする。

2 入札参加者は、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

3 入札書等の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるため、時間的な余裕をもって送信作業を行わなければならない。

(入札の中止)

第21条 市長は、入札の執行を中止する場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別の方法によることができるものとする。

(通信障害等における対応)

第22条 市長は、入札に係る電子計算機の障害又は広域的停電若しくは通信事業者に起因する広域的通信障害等やむを得ない理由により、入札を行うことが困難な場合は、その原因と復旧の見込み等を調査の上、入札期間又は開札日時の変更、紙入札への移行、入札又は開札の中止等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第14条関係）

紙入札参加承認申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

次の案件について、香芝市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加の承認を申請します。

1 案件名

2 電子入札での入札参加ができない理由 該当するものにチェックしてください。

- ☐ (1) 登録内容の変更によるＩＣカードの再取得の途中で
- ☐ (2) ＩＣカードの失効、閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミスをいう。
）、破損及び盗難による再発行途中で
- ☐ (3) 入札参加者の電子計算機の通信障害等
- ☐ (4) その他（具体的に記入してください。）

[]

3 添付資料

2(1)又は(2)に該当する場合に限り、ＩＣカードの再発行申請書等、当該状況が確認できる書類を添付してください。

4 開札立会いの参加の有無 次のいずれかにチェックしてください。

☐参加 ☐不参加

第 2 号様式（第 1 4 条関係）

入札書（電子入札用）

年 月 日

香芝市長

住 所

商 号 又 は 名 称

代表者役職氏名 印

次のとおり、入札します。

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺

（上記には、消費税及び地方消費税を含まない額を記載してください。）

ただし、案 件 名

案件場所 香芝市

入札保証金	金	円也
うち現金	金	円也
代用証券	金	円也

くじ入力番号

--	--	--